

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成28年10月28日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 西川委員 長島委員 宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 28 年 10 月 28 日(金)午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

平成 28 年度 横浜市立高等学校及び南高等学校附属中学校第三者評価結果について

平成 27 年度 「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況調査結果について

第 31 期横浜市社会教育委員会議提言について

3 審議案件

教委第 44 号議案 平成 28 年度横浜市指定文化財の指定及び解除について

教委第 45 号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第 46 号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

教委第 47 号議案 教育委員会事務局職員の人事について

教委第 48 号議案 教職員の人事について

教委第 49 号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

岡田教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認を行います。9月12日の会議録の署名者は間野委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
なお、前回10月7日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。
次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 10/11 決算第一特別委員会（局別審査）
- 10/17 決算第一特別委員会（採決）
- 10/18 本会議（第4日）決算議決
- 10/25～10/27 こども青少年・教育委員会（視察）

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、10月11日に、決算第一特別委員会局別審査において、教育委員会関係の平成27年度決算について審議されました。そして、17日には決算第一特別委員会の採決が行われました。

翌18日には、本会議第4日目が開催され、決算の議決が行われました。

また、10月25日から27日にかけて、こども青少年・教育委員会の視察が行われ、古橋総務課長が随行いたしました。

視察都市及び視察事項ですが、まず山口県萩市では、「NPOと連携協力した図書館運営について」の視察を行いました。

次に、福岡県北九州市では、「もがるかプロジェクト」という子供の貧困支援の取組と、こども総合センター及び多機関連携の取組についての視察を行いました。

また、佐賀県では、佐賀県立中高一貫校におけるICTを活用した教育について、及び吉野ヶ里遺跡の保存と活用についての視察を行いました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 10/12・13 横浜市立小学校体育大会
- 10/14 よこはま子どもピースメッセンジャーによる教育長表敬訪問
- 10/21 平成28年度都道府県・指定都市教育委員研究協議会
- 10/22 さわの里小学校10周年記念式典

(2) 報告事項

- 平成28年度 横浜市立高等学校及び南高等学校附属中学校第三者評価結果について
- 福島復興・創生に関する高校生と九都県市首脳との意見交換会について
- 平成27年度 「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況調査結果について
- 第31期横浜市社会教育委員会提言について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、10月12日、13日の2日間にわたって、横浜市立小学校体育大会が日産スタジアムで開催されました。小学校6年生約3万2000人が2日に分かれて参加いたしました。当日はリオデジャネイロオリンピック男子陸上三段跳びに出場いたしました横浜出身の長谷川大悟選手が来場し、陸上競技に出会った体験談やスポーツの楽しさを子供たちに伝えてくださいました。岡田教育長が1日目と2日目、長島委員が2日目に出席しています。

10月14日には、よこはま子どもピースメッセンジャーによる教育長表敬訪問が行われました。こちらは、7月に開催されました「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」で市長賞となった小学生2名、中学生2名の計4名が、10月23日から、ニューヨークの国際連合本部などを訪問することに先立ち、行われたものとなります。

10月21日には、文部科学省の主催で、平成28年度都道府県・指定都市教育委員研究協議会が開催されました。こちらは、教育及び教育行政全般について、各都道府県及び指定都市の教育委員の理解を深め、教育委員会運営の活性化に資することを目的として実施されている研究協議会となります。こちらには西川委員と宮内委員が出席しています。また、今田委員がパネリストとして登壇しています。

10月22日には、さわの里小学校の10周年記念式典が行われ、間野委員が出席、挨拶をしています。

次に、報告事項ですが、全部で4点ございます。

1点目は「平成28年度横浜市立高等学校及び南高等学校附属中学校第三者評価結果について」、2点目は「福島復興・創生に関する高校生と九都県市首脳との意見交換会について」、3点目は「平成27年度『暴力行為』『いじめ』『長期欠席』の状況調査結果について」、4点目は「第31期横浜市社会教育委員会提言について」、これら4点について、この後、それぞれ所管課から報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

次長の報告につきまして、何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問がなければ、平成28年度横浜市立高等学校及び南高等学校附属中学校第三者評価結果について、所管課から報告をいたします。

国際教育等担当部長

国際教育等担当の奥田でございます。それでは、平成28年度横浜市立高等学校及び南高等学校附属中学校第三者評価の結果につきまして、取りまとめが整いましたので、高校教育課長から説明させていただきます。

西村高校教育課長

高校教育課長の西村でございます。よろしくお願いたします。平成28年度の第三者評価の結果でございます。1ページおめくりいただきまして、「学校評価の体系」というところから御報告させていただければと思いま

す。市立高等学校及び南高等学校附属中学校におきましては、自己評価、それから学校関係者、それを受けまして第三者評価という形で現在学校評価を行っております。

その体系は、自己評価につきましては、校内評価委員会を組織し、教職員による学校評価、それから生徒による学校評価及び授業評価、それから保護者及び地域による学校評価、これらをアンケート形式で採りまして、また生徒からの意見等もありますが、自己評価としております。

それから、学校関係者評価は、それらを受けまして、その自己評価をもとに学校関係者評価委員会を組織し、その評価委員会がまた学校を評価するという形でございます。それら自己評価、学校関係者評価をまた経まして、第三者評価として学校訪問調査を行いながら第三者による評価を行っております。

1 ページおめぐりいただきまして、平成28年度の第三者評価でございます。1校につき3名の評価者が訪問して、訪問調査を行いました。横浜商業高校につきましては、評価者が急な御都合によりまして、2名になってしまいました。

それから、(2) 訪問調査校及び日程でございます。訪問調査校につきましては、今年度は戸塚高校、東高校、横浜商業高校の3校について、第三者評価を行いました。なお、評価者及び訪問調査校につきましては、その表のとおりでございます。

3 ページからが訪問調査を行っていただいた第三者評価の結果でございます。まず、戸塚高校の概要でございます。戸塚高校につきましては、現在特色ある学校経営といたしましては、特に普通科の中に一般コースとはまた別に音楽コースを作りまして、ちょうど3年目になったところでありまして、その辺も踏まえて評価をいただきました。

それから、東高校につきましては、21クラスになってまだ日が浅いですが、その中で現在ユネスコスクール認証に向けた取組をしております。

それから、横浜商業高校につきましては、これも戸塚高校の音楽コースと同時期でございますが、商業に関する学科の中に、商業科とともにスポーツマネジメント科を新設いたしました。それが、また3年目を迎えております。それから順調な形で進んでおります国際学科もありますので、多学科にわたる学校として、今特色を出していただいているところでもあります。

この3校の具体的な第三者評価につきましては、4 ページ以降にございますので、見ていただければと思います。ここから先は非常にいろいろなところで評価者の方々の御意見・御指摘を記載したものでございますので、評価のみで簡単なところだけ私からかいつまんでお話しさせていただければと思います。

まず、戸塚高校でございます。第2期横浜市教育振興基本計画、魅力ある高校教育の推進の進捗状況というところで見いただきました。平成28年2月に発行した「横浜市立高校魅力ある高校教育ガイドライン」の中に、今目指そうとしている市立高校全体像をガイドラインとして掲載しております。これらを基に、今、各学校は取り組んでおります。その中で取組状況はどうかというところで評価していただきました。戸塚高校におきましては、おおむね重点施策の取組はほぼ達成しています。B若しくはAという評価をいただきました。

それから、(2)におきましては、教育活動の状況ということで、6 ページまでのところで各教科、生徒の状況等につきましても、進路実現等も含めておおむね学校を評価していただいております。

学校経営の状況につきましては、7 ページ、8 ページで保護者等の地域連携協力等も含めて評価をいただきました。

戸塚高校の音楽コースにつきましては、現在3年生で、進路がまだ決まってい

ません。ただ、今の取組状況については本当に進んでいる取組がなされているというようところで評価をいただいたと思っております。

続きまして、10ページ以降は東高校でございます。東高校につきましても、同じ項目で進捗状況、教育活動の状況、学校経営の状況という大きな3点で評価していただきました。進捗状況につきましては、国際交流、国際理解教育、ESDを中心としたユネスコスクール認証等に向けた学校の活動で大きな印象を評価者に与えたというような感じで書かれておりました。取組は目標以上に進んでいるというような評価でございました。

教育活動の状況につきましても、教科等の状況が11ページでやはり高い評価を得ております。

13ページの学校経営の状況は、お一人の方が「取り組んでいる」というような状況であります。さらにお二人の方から謙虚な姿勢を高く評価していただいております。

保護者等につきまして、15ページで若干苦言も評価されておりますので、その点も踏まえ、学校とともに取り組んでいきたいと思っております。

それから、17ページから横浜商業高校でございます。横浜商業高校も同じく大きな3項目で評価していただきました。それぞれの視点で評価していただいております。これも戸塚高校と同じで、先ほども申しましたが、3年目のスポーツマネジメント科につきましては、施設等も充実してきておまして、生徒たちの成長もよく見て取れるような評価をいただいております。また、これについても進路について、これから注目されると思っております。

教科等、生徒の状況等はB評価ということですが、19ページにありますように、保護者・地域等の連携協力の状況につきましては、2校と比べまして、A評価というところで、横浜商業高校が長年培ってきた地域との連携については大きな評価を得ているのではないかと思います。

最後のほうにも書いてありますが、総合所見の20ページでも、いろいろな課題を評価していただいております。特に総合所見の高校改革のところ、我々教育委員会としても考えなければいけないことで、ちょうど3校にもつながるのかもしれないかもしれません。高校改革の1番目で、視覚化しやすいものについては、分かりやすくまとめるなどの工夫をさらに推進してほしいとか、資質・能力的な面は見えないものですが、実績の見える化を工夫したほうが良いのではないかと。そうすることによって、生徒自身が更に自己有用感を高め、自信を持って次のステップに進めるのではないかと、そのような指導が必要なのではないかとというような御意見もいただきました。我々教育委員会事務局といたしましても、このように考えながらこれから進めてまいりたいと思っております。

急ぎ足ですが、以上でございます。よろしく申し上げます。今後、この会議で御報告が済みましたところで、ホームページ等を使って公表していきたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたら、お願いいたします。

間野委員

戸塚高校の音楽コース、それから横浜商業高校のスポーツマネジメントコースは、特色のあるコースとして最初の卒業生を出すわけですが、進路指導は両方とも評価がBになっているということで、最初の卒業生を出すのはとても難しいところだと思うのですけれども、一番注目される点でもありますので、このB評価というのを踏まえて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

岡田教育長	ほかにはいかがですか。どうぞ。
長島委員	第三者評価も長く続いているのですが、今までこれを発表して、感じたこととか、聞いたこととか、反応というのがありますか。
西村高校教育課長	反応とおっしゃるのは市民の方からですか。
長島委員	はい。いろいろな市民であったりとか、これから進学する予定の中学生等の学校や保護者であったりとか、又は、実際の教職員だったりとかからです。
西村高校教育課長	市民の方、生徒さんたちも含め、直接事務局に第三者評価の件で入ったということは聞いておりませんが、教職員やそこで学んでいる生徒たちにとっては、この第三者評価は非常に大きなことでありまして、見ております。特に教職員は「こういうことでやってきたことが評価されたんだな」とか、又は、「このような形で改善していかなければいけない」というようなところで、自らの教育活動に十分役立っているものだと思います。 課題等につきましては、事務局といたしましても、教育委員会に言われているものもありますので、その辺は精査しながら進めております。以上でございます。
長島委員	一般市民の声というのは、余り届いてこないということですね。
西村高校教育課長	第三者評価そのものについてということだとそうかもしれませんが、市立高校全体について、これも含めていろいろな学校に対して良い評判と言いましょいか、評価をしていただいているのかもかもしれません。その辺は直接御質問をいただいたということではないですが、いろいろなところで、この第三者評価だけではなくて、学校が発信するものもありますので、学校に直接御意見を言っていたけるといふ場面はあると思います。
長島委員	決して否定的に見ているのではなくて、市立高校への受験希望者が大変多いということは、こういうものから市民というか、いわゆる受験を考えている中学生であったり、そういう子供たちを持つ学校現場であるところには、それなりの意味があるものになっているのではないかと感じています。ただ、子供がこれから受験するとか、子供がいるというところではもちろん興味のあるところなのですが、やはり横浜市の学校として地域に根差したいとか、地域連携をしたいというところになってくると、一般市民がどのように市立高校を地域としてとらえているのかというところに反応があれば良いのではないかと感じました。また、市立高校に協力していただいたり、いろいろな団体であるとか、企業がもっと興味を持って教育に接してもらったりしていただくためにも、広報の一環として活用することも大事なのではないかと感じたものですから、伺いました。
西村高校教育課長	ありがとうございます。
岡田教育長	ほかにはいかがですか。

西川委員	こちらの第三者評価は何年目になりますか。
西村高校教育課長	平成20年に始め、1校だけモデル校として先進的にやりまして、平成21年度から3校ないし4校で第三者評価を進めております。それ以前には自己評価、学校関係者評価の時点で終わってございました。それに第三者評価の訪問調査を入れて進めたところです。
西川委員	<p>ありがとうございます。そこで、いろいろな評価の角度、観点があろうかと思いますが、どれが良いというのはよく分かりませんが、今とても変遷していますよね。各学校がいろいろな取組をして、変わろうとしているところなのですが、評価してくださる方が毎年変わるということであると、その変遷が分かるのかという心配も一つあります。それから、3人であれば、お一人に3年間ぐらい見ていただくとか、そんな工夫も必要なのではないかという気がします。</p> <p>それと、各学校の校長先生、副校長先生などの管理職が担当されていると思うのですが、うちの学校はどのように評価されたということを、各学校の職員にも徹底して御指導いただいて、もし改善される場所については、ともに一緒にやろうという方向でいくと、もっと伸びるのではないかと思います。先ほど、間野委員からお話がありましたように、戸塚の音楽コースとY校のスポーツマネジメント科の卒業生がどういう進路を取るのかということが一番心配される、私も気になっているところです。是非、先生方がよりもっと頑張ろうという気になるような御指導をいただくと有り難いと思います。</p>
西村高校教育課長	<p>今の意見でございますが、まず、評価者につきましては、小松先生には最初からずっと入っていただいております。それから、落合先生等につきましても、随分前から御協力いただいております。その間、中学の校長先生だったり、県立の校長先生だったり、又は、PTAの代表の方だったりという方たちは徐々に変わっているのですが、基点基点のところでは今西川委員がおっしゃったように、系列で見ていただけるような形をこれからも続けてまいりたいと思います。</p> <p>それから、教員への第三者評価の結果については、学校関係者評価もそうですが、全て教職員には結果が出たところで各学校長がそれを見せております。見せて、評価を受けたこと、また改善を必要とするところを、全て校長が分析しながら教職員を指導しているということですので、西川委員がおっしゃったようなところは現在も進んでいるところですが、今後、また進めてまいりたいと思っております。</p>
岡田教育長	ほかにいかがですか。
今田委員	<p>重複するところがあるかもしれません。なかなかこういう時代で、自己評価があり、関係者評価があり、それではもう一つあれではないかということで第三者評価が始まって、少なくとも市立高校は絶対数が少なく、どうしても県のようにたくさん学校があるというわけではありませんから、多少マンネリ化があり得ます。そういう中でいろいろ議論して、今、西川先生の話もありましたが、音楽、スポーツマネジメント科ができたり、それ以外の部分についても、第三者評価でそれなりに評価してもらっているのしょうけれども、それでもこういう紙に書くときは多少遠慮もあって出てくる、それは人間の心理としてあるのでしょうか。</p> <p>だから、出てきたこの第三者評価が、多少オブラートに包んでいるもの、それを今、先生がおっしゃったように、僕はやはり学校の中で指導というか議論をし</p>

て、その裏に、ある意味で隠れているものもあるし、その中で幾つか焦点を絞って取り組んでいくことが、これをより生かせる、学校そのものの魅力になります。褒めている部分と、この人たちが言ってくれなかったけれども、その中に隠れているものがあるはずで、そこを是非、またそれぞれの学校がやってもらうように言ってもらうことで、それこそまさしくPDCAサイクルが生きてくる話ではないかと思います。よろしく申し上げます。

宮内委員

この制度は、私は非常に良い制度だと思っております。どんな組織も閉鎖性とか、また、下手すると密室化してしまうという危険性を持っているわけです。それに対する牽制機能というのは必要なのですが、教育委員会も学校社会の中ではインサイダーとも言えるわけです。そこで、教育委員会、各学校、及びそのマネジメントをする校長先生方に対する緊張感、牽制機能を持たすためにも、こういった第三者機関による監査機能というのは、健全化のために非常に重要です。やはり第三者、外の人意見を謙虚に聞くという習慣を、これを契機に、また報告書をテキストに使用して、今、今田先生がおっしゃったように、内部の議論を活性化するという方向に指導していただけたら良いのではないかと考えております。

岡田教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、次の報告に移りたいと思います。福島の復興・創生に関する高校生と九都県市首脳との意見交換会について、所管課から報告いたします。

奥田国際教育等担当部長

引き続き国際教育等担当の奥田と、高校教育課から説明させていただきます。

10月26日水曜日、九都県市の首脳会議がございましたが、その会議に先立ちまして、高校生と首脳との意見交換会がパシフィコ横浜の会議センターで開催されました。詳細につきましては、高校教育課長から報告させていただきます。

西村高校教育課長

5月の九都県市首脳会議において、福島の復興・創生に関して高校生の意見交換会をやれないかというような御意見が首脳から上がったことから始まった事業でございます。現実的なものになりまして、今回、26日に行いました。その際に、福島県立福島高等学校のスーパーサイエンス部、福島高校もSSH校であります。その中で、世界、日本各地の高校生同士が放射能を計り、福島の高校生と同じような数値であったことから、福島について心配はないということの世界にアピールしているということで、県立福島高校がいろいろなところでその活動に対して評価されておりました。

その福島高校生の発表と、横浜の子供たちが復興や交流に向けたものは何かないかということで、みなと総合高校が、2011年の3月11日が震災だったので、その次の年の2012年2月11日から第1回目を始めました。それは福島の高校生、岩手や宮城の高校生とフットサルを使ったイベントをしようということで、要するに仲間と笑顔でいたいという思いで始めたものです。

その2つの活動報告がありまして、その報告を基に高校生同士の意見交換、首脳の方と高校生との意見交換というような内容で行ったものです。高校生として出席したのは、先ほど申しました福島高校、みなと総合高校、それから市立高校の横浜商業高校の生徒2人、南高校、桜丘高校、それぞれ2人ずつ入っていただきました。合わせまして、14名の高校生で意見交換を行いました。

様々な意見が出まして、それを聞いていた首脳たちからも、その後御意見をいただきまして、特に福島高校につきましては、それぞれいろいろな思いがあっ

て、復興に向けて力強い言葉があったわけですが、みなと総合高校につきましても、今後もこのような交流を引き続きやっていく大切さを、知事の方々、首脳の方々からも非常に高い評価を得たものであります。

余り詳しく話せないところもあるかもしれませんが、次の日の新聞を見たら、林市長にも非常に評価していただきまして、特にみなと総合高校では、いろいろな企業から寄附等を集めながらこの会を進めておりました。富岡高校というのは今は廃校になったのですけれども、ふたば未来学園高校と名前を変えて統合校になっています。その富岡高校をずっと呼んでいたのです。そのようなこともあって、彼女たちの非常に熱い思いがこのプレゼンテーションの中に入っていました。大変良い評価を得たと思っております。

以上です。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたら、お願いいたします。

間野委員

今お話のあったふたば未来学園で、私も先週19日に授業をやってきました。やはりこれからの復興は、高校生、若い人たちが担い手になるので、彼らがどれだけ本当にアクティブになれるかということはとても重要だと思っています。今、私がゼミを継続して、この秋学期から、今は2年生までしかいないので、3年生は2年間見るのですが、そういった意味でスポーツというのは本当につながりやすいです。ですから、九都県市首脳との意見交換会はこれで最後かもしれませんが、横浜市立の高校生と、ふたば未来や県立福島高校などと是非交流を続けてほしいと思います。

西村高校教育課長

ありがとうございます。これについては、教育長にも昨日報告いたしまして、教育長からも今間野委員からございましたように、積極的に進めていってほしいという話がありました。私もすぐにみなと総合の校長等含め、生徒たちも引き続きやりたいと言っておりますので、それも踏まえて進めていきたいと思っております。

なお、みなと総合のフットサル大会には、岡田教育長は第3回目のときに参加していただきまして、それが今回ビデオで大きく、全首脳に生徒たちが見せておりました。

岡田教育長

どうぞ。

西川委員

せっかくすてきな素晴らしい会なので、是非中学生の生徒会とか、ボランティアのクラブだとか、そういうところの子供たちに呼びかけて、そこに参加するのではなくてもいいのですが、一緒に高校生の活動を目の前で見せたいという気がします。もしそういうことができるようでしたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡田教育長

ほかにはいかがですか。

私から、福島高校のスーパーサイエンス部の生徒たちはどのような発表をしたのですか。

西村高校教育課長

福島高校の子たちは、大きくは、まずは自分たちの研究成果ということで、福島県内外の高校生及び教員の個人外部被ばく線量の調査報告です。遠くはヨーロッパの高校生たちも、放射線の被ばくがどのくらいあるかという線量率を、分布

をつくって発表いたしました。そのときに、福島県内の高校も、福島高校だけではなくて、福島は3つの地区になっていますが、浜通り地区、中通り、会津地方の3つの高校生の線量、それから全国のSSH校、スーパーサイエンスハイスクールの子供たちに協力を得たようです。それと、世界のフランスなど、いろいろなところで学会を通して知り合ったのでしょうけれども、そういう子たちにも協力を得て、線量を発表していました。その結果、全ての平均をとっても、福島県の高校生が高いということはないと、どの高校生も同じだというような結論に至ったということで、放射線のそのようなことについては心配がないということ強く言いたいということでした。

復興に向けてまた意見もありまして、子供たちの中でもあったのですが、大きくは農業を取り巻く問題、農産物がまだまだ県外の人たちから安心して食べてもらっていないと。本当はおいしくて安心なのにとということと、それから観光が50%減であると。これについても首脳が考えて、いろいろな形で横浜市もやっておりますけれども、少しは上がってきているということです。それから、帰還している、福島県に戻っている住民の方たちは、お年寄りの方が多くて、若い方たちが戻ってきていないことも課題に思っていると。その大きな3つを発表しております。それに向けて、これからも若者としていろいろなことを考え、実践したいというようなことでまとめておりました。

以上でございます。

長島委員

今お伺いして、こういうことを横浜の子供たちに知ってもらうことによって、彼らが「今自分たちに何ができるだろう」とか、「自分たちの将来にとって何が大事か」ということに必ずつながると思います。実際ボランティア活動をしている子供たちはたくさんいますので、是非そういうレポートを出していただいて、周知してほしいと心から思います。

岡田教育長

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、次の報告に移りたいと思います。平成27年度「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況調査結果につきまして、所管課から御報告いたします。

半澤担当部長
(人権教育・
児童生徒課
長)

人権教育・児童生徒課の半澤でございます。よろしく願いいたします。

では、資料に沿いまして御説明差し上げたいと思います。平成27年度生徒指導の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、暴力行為、いじめ、長期欠席の状況調査結果、小中学校でございます。

1、暴力行為。平成27年度は3,906件、対前年比206件増で、5.6%の増です。小学校で増加、対前年度425件増、25.7%。その結果、2,080件。中学校で2年連続減少。対前年度219件減、10.7%の減ということで、1,826件となっております。

小学校では、前年度に比べ、生徒間暴力が338件、28.5%、器物損壊が65件、24.0%増加しました。小学校では、特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向が続いています。中学校では、前年度に比べ、対教師暴力が90件、38.3%大幅に減少、生徒間暴力も137件、11.3%減少しました。

2番、いじめ。1,852件の認知がございました。対前年度比595件減、24.3%減。小中学校ともに減少。小学校、対前年度438件減、24.6%の減で、1,343件の認知。中学校、対前年度157件減、23.6%の減、結果、509件ということになっております。改善率、いじめが一定程度改善した、あるいは完全に解消したというものが2年連続して99%以上となっております。

いじめ認知件数の減少は、各学校に設置している学校いじめ防止対策委員会や

児童支援・生徒指導専任教諭を中心とした組織的な対応、子供たちが主体的にいじめについて話し合う横浜子ども会議を受けた各学校での取組により、未然防止の取組が進んだことが考えられます。その一方で、大人が気が付きにくい、「冷やかしかからかい、悪口、嫌なことを言われる」が、全体の68.3%を占めることや、周りが把握しづらいネットいじめなどがあることから、学校は、より一層子供の状況把握に努める必要があります。

3、長期欠席。長期欠席といえますのは、不登校をはじめ、病気、その他、経済的理由と4つに分類される全てを総称しています。年間の欠席日数が30日以上の子童生徒の数ということでございます。これが5,084人、対年度比411人増、8.8%の増。不登校は減少で、対前年度361件減、9.7%の減で、3,367人。不登校以外の長期欠席は増加しており、対前年度772件増、81.7%の増。その結果、1,717人ということになっております。

長期欠席、年間30日以上欠席した児童生徒は、不登校は減少しましたが、病気による欠席や、要因が特定できないその他を理由とする欠席が増加しました。不登校の要因は、家庭での環境変化や親子関係などの家庭による要因が42.9%を占めています。年間180日以上欠席した不登校生徒数は減少しており、家庭訪問や児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチーム支援などが効果を上げていると考えられます。

めくっていただきまして、資料はポイントのみ御説明差し上げたいと思います。

まず1ページ、暴力行為の発生件数です。全暴力行為の件数は、先ほど言いましたように、平成27年度は小中学校で3,906件ということになっておりますが、過去5年間の推移を見ていただきますと、小学校は平成23年度が928件、そして今年度が2,080件と、平成25年度は少し落ちつかない学校が幾つかあったということで数字が跳ねておりますけれども、5年間継続して増加しているという傾向が見て取れると思います。中学校は、この5年間で増加傾向は認められず、維持又は減少という形で推移していると思われれます。小学校の増加につきましては、やはり児童支援専任の配置ということもあって、小さな暴力をたくさん見つけているという傾向があるかと思えます。そしてまた、当然背景要因としましては、家庭の養育問題の関係、あるいは様々な社会情勢などで、子供が我慢できない状況ですぐに暴力に走ってしまうという状況があるのではないかと推察されます。

(2)番、対教師暴力も小学校は平成25年度が少し多いという状況がありますが、それを差し引きますと、毎年増加しているという傾向が見てとれます。中学校は、今年度は200件を切りまして、10年前は400件近かったものが半分以下に減少しているという顕著な減少を示していると思われれます。

そのほか、生徒間暴力、対人暴力、対人暴力といえますのは、先生に対する暴力とか、子供同士の暴力ではなく、例えば道端ですれ違った人であるとか、あるいは学校に来ていた外部の方に対する暴力行為としてとらえていただければと思っております。そして、器物損壊も小学校が増加しておりますが、全体として増えたり減ったりということを繰り返しておりますけれども、極端に増え続けているというところまではいかないと思っております。

めくっていただきまして、2ページです。先ほど暴力を繰り返す傾向ということをお話ししましたが、2ページの下を御覧になっていただきますと、1人が5件以上暴力行為を行っているという子供の数です。小学校が平成25年度、26年度、27年度と、56人、45人、57人でほぼ横ばいということで、減少傾向にはないということです。中学校は増減がありますが、27年度は19人ということでした。

続きまして、3ページ、いじめの認知状況です。これも5年間で見てみます

と、全体としましては、平成24年度は大変大きないじめ事案が全国的にあったときですが、ここに比べると、認知件数は減ってきております。認知が減るとするのは、あえて認知という言い方を国がしているわけですが、実際に起きている数ではなく、把握できている数、認知できている数ということで、認知件数という言葉が平成18年度から使っております。この数が2年続けて減少しているという状況にあります。

先ほど申しましたように、未然防止についての取組、そういった成果は確実にあるだろうという一方で、やはり見つけにくい状況もありまして、そういった点につきましては、毎月全ての学校にいじめ認知報告書ということで、教育委員会に書類を提出させております。そういった状況も見ながら、人権教育・児童生徒課、各学校教育事務所が協力しながら学校の取組を把握し、必要があれば指導するという状況が続けております。

続きまして、4ページを御覧ください。いじめ発見のきっかけということで、平成26年度、27年度の比較を出しております。黒丸で書いてあるところを御覧いただければと思いますが、学校の教職員が発見したというものは、平成26年度が32.7%で、平成27年度が29.5%です。一方、「学校の教職員以外からの情報により発見」が67.3%から70.5%に増えているということになっております。「学校の教職員以外からの情報により」というのは、本人からの訴えであるとか、保護者からの訴えも含めた数字ということになっております。

その下の説明を読みたいと思います。「学校の教職員等が発見」が、全体の29.5%であり、「学校の教職員以外からの情報により発見」は全体の70.5%となっており、「学校の教職員以外からの情報により発見」が2年連続で増加しています。特に「保護者からの訴え」の割合が増えています。これは、児童支援・生徒指導専任教諭の配置等により、保護者が学校に相談しやすくなったこともありますが、一方で、より複雑化・潜在化した「いじめ」が見えにくく、学校の実態把握がしにくい状況も伺えます。

続きまして、5ページの長期欠席（不登校等）の状況を御覧いただきたいと思っております。今まで不登校ということがかなり前面に出ておりました。実は、先ほども冒頭で御説明差し上げましたが、年間30日以上休んだ子を長期欠席としまして、その内容を4つに分類して集計しております。病気、経済的理由、不登校、その他です。

その他といたしますのは、上の病気、経済的理由、不登校、この要因のどれと特定しづらい、例えば病気、不登校のどちらかという場合にはその他に分類することになっておりまして、そういったことがその他に分類されているということをお理解いただければと思います。27年度はかなり病気とその他の数が例年に比べて多くなっております。この要因は、いろいろな形で我々も相当数の学校に聞き取り調査を行いました。今回は調査の中で保護者や子供たちにきちんと確認するという項目が文部科学省の調査項目にございまして、御本人や御家族が「私は病気なんです。こういうふうに通院したんです」と言えば、それを尊重しながら回答するという項目がありました。今までは学校での把握が中心だったのですが、子供たちや保護者の意見も踏まえながら、病気やその他に判定していったということが、実はこういった数字の分布にあらわれているのではないかと認識しております。

我々としましては、不登校が減ったということで、決してこれを良い傾向と見るのではなく、長期欠席者が増えているということで、今まで同様、登校支援、長期欠席の防止に向けて変わらず支援を続けていきたいと考えております。

6ページを御覧ください。（2）不登校の要因と考えられる状況ということ

で、表を用意しております。これは例年と違って、27年度は全ての不登校の子供たちに対しての分類ということで、縦列に1から5まであります。学校における人間関係に課題がある、あそび・非行の傾向、無気力の傾向、不安の傾向、その他と、全ての子供たちに対してこういった分類を行って、その中で今度は横列になります。学校に係る状況、家庭に係る状況ということで、これは複数回答ということで調査を行いました。

ここでやはり顕著なのは、全ての子供たちに行った5つの分類の中で、無気力の傾向というのが全体の27.2%、不安の傾向が29.7%ということで、2つで50%を大きく超える状況ということがあります。

そして、もう一つ家庭に係る状況が42.6%ございます。養育環境、虐待も入るのでしょうか、それから親子関係、そういった様々な家庭要因が42.6%という高い比率を占めているというのも大変目を引くところでございます。

それから、(3)相談・指導を受けた機関ということで、①、②は教育委員会に係る部分、今話題になっています民間のフリースクール等は⑥ということで、平成26年度から見ていきますと、108、142、157と、文部科学省でもこの民間のフリースクールへの登校ということに関してはかなり前向きで、最終的には社会につながるということを目指して、そういった資源も積極的に活用するようという方向性が出ておりますが、そういった点でも確実に数字に表れていると思っております。

そして、⑨スクールカウンセラーです。あるいはスクールソーシャルワーカーも含まれますが、ここに関する相談というのも年々増加しております。

それでは、次の7ページ、最後のページになります。不登校の子供たちに対する指導状況ということで、27年度は、登校するようになった子供の割合が表の一番下で、全体の38.7%です。そして、登校には至らないものの、望ましい変化が見られるようになったものが23.8%ということになっております。国では、登校するようになったのが28.7%、そして好ましい状況が21.1%です。横浜では合計値が62.5%ですが、国は49.8%ということで、この辺の指導の状況という点では、横浜の方が効果を上げていると考えております。

そして、一番最後の表、(6)番です。これは横浜で独自に調査いたしました。児童支援専任が配置になったこともあり、不登校の子供たちに学校がどのぐらい積極的に取り組んでいるかということで調査をかけました。ここに表わしているのは家庭訪問の実態です。家庭訪問の頻度としましては、各学校での取組ということですが、毎日、毎週(週1回以上)、月数回、その他、その他というのは子供の状況に合わせてということになりますけれども、小学校も中学校も週1回以上家庭訪問をしているというのがそれぞれ44.4%、53.7%、合計が47.2%で、これはかなり積極的に学校が子供たちのもとに足を運んでいるという結果になっているかと思えます。

そして、その訪問者ですが、小学校では、担任が87.7%、専任が68.4%、学年主任が12.1%、カウンセラーも8.8%ということになっております。中学校では、担任が78.6%、専任が53.7%、小学校との違いは学年主任が53.7%ということで、これは小学校と中学校での職員の構成の違いととらえておりますが、小学校ではほとんど学級数分しか学年に職員がいないことと比較して、中学校は学年主任も含めて、副担任という形で職員を配置しているということの表れではないかと思っております。

そして、実際に訪問したときに何をやっているかということですが、本人との面談、学習支援、これは実際に一緒に勉強するわけです。それから、保護者との面談や勉強と言うと、嫌がる子供がいるので、子供の趣味に合わせて、例えば子

供の関心がある漫画を一緒に見たり、あるいは地区センターに行って一緒に卓球をやるとか、場合によっては釣りに行って魚を釣るとか、そういった形で、子供の状況に合わせた多様な支援が行われていると、そういった状況が見て取れると思っております。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

西川委員

先般、宮内委員、今田委員と文部科学省の研修会に出席させていただいたのですが、その中でやはり、今、日本の学校現場を取り巻く環境というのをとても強く言われました。「複雑化・困難化している」というような言葉が使われていましたが、その中で不登校の子供が平成5年から平成25年の20年間で2倍になっているということで、国でも大きな課題ととらえていると思います。今、調査の結果を見せていただいて、いろいろと工夫されているのはとても有り難いと思うのですが、一番最後の(6)、横浜市独自の調査の中で、やはり担任の先生、専任の先生、学年主任の先生等々が子供と向き合う時間については相当必要ではないかと考えています。そこにつきまして、今、委員会でも先生方の負担の軽減化をやっているのですが、間に合わないところがあると思うのですけれども、やはり学校と家庭と、それから医療も関係すると思います。その辺がオール横浜ではないですが、福祉もそうです。協力してできるような体制があるとうれしいと思います。先生方も本当に一生懸命やってくさっていると思います。

私も学校訪問をさせていただいているのですが、その中で「不登校はいかがですか」と伺うと、「ゼロです」と胸を張って言われる、とてもいろいろと細かく見ていらっしゃる校長先生もいらっしゃいます。校長先生は代わられますので、「まだ30人ぐらいいるんですよ」という学校もあります。でも、「30人が10人に減りました」と頑張っている学校もたくさんあります。先生方がフルに子供と動けるような環境、それから学校だけではできないので、福祉とか、医療とか、そういうところも併せて協力していただけると良いのではないかと思います。是非横浜は不登校ゼロにしたいと思っているのですが、難しいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

半澤担当部長
(人権教育・
児童生徒課
長)

ありがとうございます。今、西川委員から御指摘されました福祉や医療の連携というのは、今配置が進んでおりますSSWがかなり大きなキーパーソンになると思います。今後更にその活用を広げていくことを考えていきたいと思いますが、医療につきましても、前回の生徒指導専任が集まる研修に、医療の専門家をお呼びして、学校と医療の連携ということでお話をいただいているところです。やはりいろいろな意味で、福祉との連携という視点はあったのですが、医療についても視点を持っていく必要があるのではないかと考えております。

それから、不登校に関しては、例えば30日以上はみんな不登校になってしまうのですが、全く来られなかった子ずっと粘り強く家庭訪問をして、やっと会ってもらえるようになった、夜学校に来られるようになった、時々保健室に来られるようになったといっても、統計上は不登校が続くわけです。ですから、統計に表れない学校の地道な努力ということにつきましても、是非御理解いただきながら、学校へまなざしを向けていただけると有り難く思います。

岡田教育長

ほかに。どうぞ。

長島委員

今御報告にあったように、学校現場ではきめ細かく教職員の方々が心血注いで対応されている姿を見ると、本当に有り難いと思っています。学校ではできない家庭への介入であるとか、行政の力だとか、今おっしゃったように、医療の方々の力を今後はどんどん取り入れていかないと、医師や歯医者さんであるとか、いろいろなところでも今積極的に、個人的にも協力しようという動きがあると思いますので、是非、連携をとって、1歩でも2歩でも進んでいただけたらと思っています。できる限りのバックアップをいろいろなところをお願いしていく手はずを取っていただければと思っています。よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかには、どうぞ。

今田委員

随分大変な調査をされて、それで分かりやすく説明をしてもらって、さすがにベテランの先生だと思って、感心して拝聴していました。併せて、最初のページで、不登校の要因の家庭による要因が42.9%というのは、今お二人の先生からもお話がありましたし、それから、この間の総合教育会議でも、とにかくこれからの教育というのは、教育委員会だけ、あるいは学校、地域だけでは大変で、行政の総合力を合わせてやっていかないといけないということで、もちろん先生は先生で、それぞれ自分たちが主体的にやらなければいけないという気持ちの強い方、その精神は大事な話ですが、やはりどうしても限界がだんだん出てきています。

だから、こういうデータを、福祉や医療の世界、関係する区役所も含めて、ある意味で分かりやすい、そちらにこのような協力をお願いしたいというものをより具体的に示して、会議を招集していくことをずっと継続していくことによって、より意識が覚醒されるのではないかと思います。だから、このデータを区や児童相談所、あるいはそういういろいろな行政のセクションに、あなたにはこんなことに是非意を注いでほしいというようなことを言うというのも、大切な取組の1つではないかと思いました。それは内部で、総務部長はいろいろな経験をされていますし、教育長も区長経験をお持ちですから、行政の大いなる力をどう生かすかというようなことを是非検討していただくことが大事なのではないかと思いました。

以上です。

岡田教育長

どうぞ。宮内委員、お願いします。

宮内委員

小学生で5回以上暴力行為を起こした児童が増えているということですが、私たちの認識の中に、小学生は子供であって、中学生は電車賃も大人だから大人だと、小学生はまだ何とかなるのではないかという、希望的、楽観的なものがあると思うのですが、実際に肉体的成長等々、小学生も大人と認識しなければいけない個人も出ているのではないかと想像するわけです。普通の、一般の児童生徒を守るというのも我々の義務であるわけです。

そこで、現場の先生に暴力的な性癖を持っている生徒の制御をお任せするのは無理なのではないかと思っています。今、今田さんがおっしゃったことにも共通するのですが、やはり警察であったり、ほかの専門部局との協業というのを積極的にやらないと、防衛策が不十分だということになって、大事件が起きてからでは取り返しがつかなくなるのではないかということも危惧しております。今田さんがおっしゃったような、別の部局との協業というのを是非検討していきたいと思

ます。

岡田教育長

どうぞ。

西川委員

お尋ねします。小学校の児童が非常に暴力的になってきたというのは、学年は主に低学年ですか、それとも中高学年ですか。

半澤担当部長
(人権教育・
児童生徒課
長)

低学年より高学年が多いです。1年生がないわけではございません。ただ、高学年の方が多いという実態はあります。

西川委員

自分をうまく表現できない子が増えているような気がするのですが、表現活動とか、そういうところにも関係あるのではないかという気がします。今まで中学校で起きていたようなことが、小学校で起きている場合もあります。ですから、教員の意識というか、私たちの意識も変えていかなければいけないところもあるのではないかと考えます。何か良い対策があったら、私も協力したいと思います。

半澤担当部長
(人権教育・
児童生徒課
長)

今回の調査の中で、個別にいろいろな学校に聞き取りを行いました。特に、暴力を繰り返す子供がいるところについての状況も確認したのですが、そこで学校から語られるのは、カッとなりやすい、とか、いわゆるキレるとか、スイッチが入る、という言葉が出てくるのです。そうすると取り留めもなくなってしまって、例えば給食で配られた分量が少ないと、意に添わないそれを投げつけるというようなことも起こってきたり、なかなか説明がそのときにつかないようなことが頻繁に起こっているということがあります。ただ、現象面ではそうなのですが、やはり先ほども言いましたように、その子が抱えている背景というのがあって、そこに丁寧に目を当てていかないと、数字を追いかけてもだめなのです。

ですから、誰か悪者を作るということではなく、様々な機関を利用しつつ、家庭の力ももちろん必要ですが、その子に最適な支援を提供するという視点で、そういうことが起きないようにということによってやっていくことが大事で、そのために、児童支援専任というのは非常に大きな力になると思っています。特別支援教育コーディネーターという、発達障害に関係した部分の専門性を身に付けている専任制度ですので、警察との連携や、医療との連携、福祉との連携ともども、あらゆるそういった資源を活用しながら子供を支援していくという視点が必要だと思っています。

岡田教育長

どうぞ。

宮内委員

いじめ防止についてなのですが、いろいろな事件が起きる度に、いろいろな対策をそれぞれの人たちが考えているわけですがけれども、多分、全てを解決する解というのはないのだらうと思います。横浜で企画している子ども会議のようなことはとても良い施策だと思います。道徳の時間をいじめ防止のために活用していくことになると思います。その際に、いじめはいけないんだ、いじめはやめようという視点ではなくて、人間はいじめをする動物なのだと、人間は暴力的な動物なのだと、自分たちの心の中にそういったものが住んでいるのだ、ということの内省させて、そしてやはりやめようねという、少し宗教的かもしれませんが、あれはいけない、これはいけない、きれいに生きましようというやり方では、もは

や限界なのではないかと思えます。是非とも、教育現場の先生方と一緒にいろいろなトライアルを、試行錯誤を繰り返して、本当に横浜というのはいじめのない地域なのだという典型のような、モデル地域のようにしていくのだというコミットメントが必要だと私は思っております。

岡田教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

では、いただきました御意見をまた現場にしっかり戻しながら対応していきたいと思えます。

それでは、次の報告に移らせていただきます。第31期横浜市社会教育委員会議提言につきまして、所管課から報告いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋でございます。よろしくお願ひいたします。

10月7日に第31期横浜市社会教育委員会議から読書によるコミュニティーづくりの可能性について、提言書が提出されました。その提言内容につきまして、課長から報告させていただきます。

重松生涯学
習・文化財課
長

重松です。よろしくお願ひいたします。

第31期横浜市社会教育委員会議提言について、というところを御覧ください。

1枚めくっていただきまして、名簿がございます。社会教育委員というのは、社会教育法で教育委員会への助言等を行う職務を明示されております。その中で、委員10名の方、学識経験者や、学校教育関係者など、様々な分野の委員に入っていただきました。議長は笹井委員、副議長は竹本委員です。2年間、このメンバーで議論を深めてきました。

また戻りまして、資料の1ページを御覧ください。会議といたしましては、先進的事例のヒアリングなども含めて計7回行ってまいりました。

概要につきまして、まためくっていただきまして、右の3ページ目になりますが、「本が人をつなぐまち ヨコハマ」という概要版がございますので、こちらを御覧ください。特にこの中で、「読書によるコミュニティーづくりの可能性について」という視点から、提言にをいただきました。横浜市では、平成25年6月に横浜市民の読書活動の推進に関する条例が制定されました。これを1つのきっかけといたしまして、読書活動の推進を通じまして、人と人とが語り合い、つながることを促していくためには、どのような場や仕組みが必要かという観点から、先進的な取組事例のヒアリングを行いまして、今後、推進すべき取組について協議しました。

提言の内容としては、まず、①としまして、「社会との接点を形成するための居場所」、②としまして、「他者との関係構築を行う手段」、③としまして、「他者との関係構築による集団での地域づくり実践活動」の3つの視点から、議論を重ねた結果、読書活動が市民生活をより豊かなものにしていく上で、様々な可能性を持つことが確認できました。

こういったことで、下の4つの主な柱の一層の取組の充実を求めたいというような提言になっております。

まず1番目が、身近な地域における市民力を生かした読書活動の充実です。これは、区役所、図書館、学校をはじめとする様々な施設、地域で活動するNPOなどが連携し、その地域の特性や人材を生かした多様な取組の実施です。

2番目といたしまして、学校と地域が連携した身近な読書活動の場づくりです。地域に住む人々が学校の中で子供たちに読み聞かせを行うなど、学校と地

域、地域住民同士の交流につながる取組の実施です。

3番目といたしまして、本を介して人と人がつながるきっかけとなる事業の推進です。読書に関わる先進的な取組の紹介、日頃読書になじみのない市民へのPR等を目的としたイベントの実施、ホームページでの情報発信です。

4番目といたしまして、様々な施策における読書の活用です。市主催イベントでの読書関連企画の実施や、市立図書館での市の施策に関連した企画展示の実施など、市役所内の様々な部局と教育委員会の相互連携です。

オール横浜市として読書に取り組んでいただきたいという、この4つの柱をもちまして、概要版とさせていただきます。

具体的な提言につきましては、緑の冊子にございます。最初の方にグラフ等で現在の読書を取り巻く状況について、その後に提言等を入れさせていただいて、最後の方に読書活動の事例をかなり詳しく、多くの方に使っていただけるよう、写真も入れまして、分かりやすくしていますので、是非御活用いただければと考えています。

提言に関する説明は以上でございます。報告の後に、午後、記者発表をしたいと考えております。説明は以上です。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、報告は以上で終わらせていただきます。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第45号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」は、事前に公開することにより議会の審議等に支障が生じる案件のため、教委第46号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」、教委第47号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、教委第48号議案「教職員の人事について」、教委第49号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第45号議案から教委第49号議案までは、非公開といたします。議事日程に従いまして、教委第44号議案「平成28年度横浜市指定文化財の指定及び解除について」、所管課から説明いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋でございます。よろしくお願いたします。横浜市文化財保護条例に基づきまして、横浜市文化財保護審議会の答申を受け、これから説明させていただきます文化財につきまして、横浜市指定文化財として指定及び解除したく、提案させていただきます。詳細は課長から御説明申し上げます。

重松生涯学
習・文化財課
長

まず、資料の3ページを御覧いただければと思います。今回、指定につきましては3件、解除につきましては1件で、一覧になっております。詳しくは後ほど説明したいと思います。

5ページに諮問についての文章、7ページに答申についての文章がございます。具体的に今回指定を考えていますものは、13ページを御覧いただければと思います。まず1件目は銅造如来坐像で、次に16ページを御覧ください。写真があります。1点目はこの仏像についてです。

また、元にお戻りいただきまして、13ページは銅造如来坐像（伝阿弥陀如来像）ということで、員数は1軀、時代は飛鳥時代です。技法は銅造で鍍金、めっきということです。法量は像高25.3センチで割と小さめです。台座の上に乗っている部分が25.3センチぐらいということです。所有者は宗教法人松蔭寺です。現在、所在地としましては、寄託先の東京の国立博物館になります。

次の形状、品質構造はかなり専門的なので省かせていただきまして、14ページを御覧ください。上の方に伝来と書いてありますが、詳しいいきさつは分からないのですけれども、松蔭寺に伝来したということです。昭和22年に横浜市史料調査会が調査を行った際に見出されたもので、その後国立博物館に鑑定のため搬入されたものです。

14ページの下、説明を御覧ください。像の作風は、鑄造技法等から見て、飛鳥時代後期、8世紀初め頃の製作と推測されるということで、飛鳥時代後期ないし奈良時代の伎楽面の一部に通ずる耳の形式などを踏まえれば、製作の実年代が奈良時代に下る可能性もあるということですが、ひとまず飛鳥時代のものととらえることが適当であろうということです。一部で説かれる奈良時代末期から平安時代前期の模古作とする根拠は見出せません。いずれにしましても、神奈川県下に伝来した最古の仏像彫刻でありまして、視野を関東地方に広げても、屈指の古像であるということ、また、鑄造技法は畿内に伝来した同時期製作の小金銅仏と比較しても遜色ない水準を示すものであるということです。

2番目に、「新編武蔵風土記稿」の記載によりまして、松蔭寺が別当寺を務めた八幡宮に関わる伝来が江戸時代まで遡れる点も貴重であり、八幡社の本地仏は阿弥陀如来とされ、本像が阿弥陀如来像として当初製作されたかどうかは明らかにしがたいが、両手第一・二指を接する印相が阿弥陀如来の来迎印に通ずるところから、ある時点で阿弥陀如来像として八幡社に本地仏として祭られたことは想像に難くないということです。

3番になりますが、本像は飛鳥時代後期に遡る金銅仏として、関東地方では稀少な作例であり、また、市内最古の仏像彫刻の遺例です。また八幡宮の本地仏として伝来した点からも、神仏習合の事例としても興味深く、本市の美術史上、文化史上の位置に鑑み、市指定文化財として保存を講ずるべきものと思われるということでございます。これが1点目です。

続きまして、2点目が18ページになります。これも恐縮なのですが、写真が20ページ、21ページにあります。こちらはこういった聖教、文書類でございます。

また元に戻りまして、18ページを御覧ください。2点目は宝生寺聖教ということで、員数が1,910点、かなりの量です。時代は、鎌倉時代から江戸時代。所有者は宗教法人宝生寺さん。現在は、金沢文庫に寄託されていますので、そこが所在地となります。

宝生寺について簡単に説明いたします。高倉天皇の承安元年、1171年に創建されたということで、資料の下の方になりますが、室町時代には鎌倉公方足利氏・関東管領上杉氏の庇護を受けまして、戦国時代から江戸初期までは、当地の領主であった間宮氏が檀那となっていたということです。また、当寺は堀之内談所、石川談義所と呼ばれる、要は学問のお寺としても活動されたところでございます。その下に、印融法印という空海とも比せられるような著名な方もここに寄留したということでございます。その下ですが、横浜の地名が歴史上初めて、文書として確認できた資料もこのお寺が所有しております。

聖教については、資料の下のほうになります。宝生寺には、既に指定されている文化財以外に、多数の典籍・聖教が伝来しています。このうち聖教は鎌倉時代から江戸時代まで総数1,910点にまで及び、うち150点は室町時代から戦国時代に

かけての奥書を有する伝授書・教理書ということでございます。

次に、19ページです。中身が長いので、最後の方を御覧ください。資料の最後から4行目、5行目です。総じて、宝生寺聖教の奥書に見える寺院は、今日では古い資料を失っているところが大半であります。横浜市域の中世の仏教文化を知るための素材として、宝生寺聖教は既に指定されている、今年国宝になりました称名寺聖教及び龍華寺聖教と並んで非常に重要な価値を持つ資料群であり、これらを市指定有形文化財として指定し、将来にわたり保存と活用を図っていく必要があると考えています。

続きまして、3点目です。23ページになります。こちらは名勝ということで。旧川合玉堂別邸の庭園です。所在地が金沢区富岡東5-19-22、京急富岡駅のすぐ近くでございます。所有者は横浜市です。

この旧川合玉堂別邸は、日本画家川合玉堂が大正6年10月に建てた別荘です。25ページに写真と、26ページに全体の庭園の図が載っておりますので、御覧ください。

次に、24ページを御覧ください。簡単に庭園について説明いたします。中段になります。庭園全体は、起伏を生かした地形を基に、雑木林や流れ、のどかな海への眺望など、純粋な日本庭園というよりも、雑木を使った、どちらかというとも自然に近い庭園になってます。

大正期には多くの我が国を代表する政財界の方々が富岡に別荘を作っていた、そういったものが全て失われた中では、唯一と言われているような別荘地の遺構ということになります。

現在、当時作庭に関わった大胡隆治さんの孫に当たる方、植周というところの大胡周一郎さんという方と、また、地元団体によって構成された団体によりまして維持管理をしております。

以上によりまして、旧川合玉堂別邸庭園は、大正中期から昭和初期にかけての富岡という地域に展開された近代別荘文化と、先駆的な雑木の庭園の状況をうかがい知ることができる数少ない空間として評価できるということで、名勝に値すると言えます。

解除については、27ページを御覧ください。こちらが指定の解除ということになります。先ほど旧川合玉堂別邸庭園を指定の答申がされておりますが、これにつきましては、その前は建物が建っておりました。28ページを御覧ください。これは焼跡になりますが、残念ながら平成25年10月16日に主屋を消失いたしました。表門が残っていると、そういったいろいろな調整が済んだ上で、今回解除ということにさせていただきたいと思っております。

30、31ページに文化財保護条例、関係する条例の抜粋を載せております。説明は以上です。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見等がなければ、教委第44号議案につきましては、原案のとおり承認いただくことでよろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

それでは、事務局から、報告をお願いします。

加納委員会担
当係長

それでは、報告させていただきます。

まず、10月7日に個人の方1名から、副読本に関する要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

また、次回の教育委員会定例会は、11月7日月曜日の午前10時から開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

それでは、次回の教育委員会定例会は11月7日月曜日の午前10時から開会する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第45号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第46号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

ここで、60分の休憩とさせていただき、午後1時5分から再開といたしたいと思えます。

[休憩開始時刻：午後0時3分]

(休 憩)

[再開時刻：午後1時5分]

岡田教育長

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を再開いたします。

教委第47号議案「教育委員会事務局職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第48号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第49号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」
(原案のとおり承認)

本日の案件は以上です。

これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後 2 時11分]